

脱炭素社会の実現に関する提言

地域における脱炭素社会の実現に向け、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

(1) 特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。

(2) 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められる仕組みを構築すること。

また、改正地球温暖化対策推進法の施行に当たっては、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む都市自治体が円滑に進めることができるよう、必要に応じて、国の地方支分部局や都道府県による支援を確実に実施すること。

(3) 「地域脱炭素ロードマップ」で示された脱炭素先行地域や脱炭素の基盤となる重点対策に取り組む地域はもとより、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組むすべての都市自治体を多年度にわたり安定的に支援する自由度が高い総合的な交付金を創設すること。

なお、その制度設計に当たっては、ワンストップで申請を受け付けるなど、手続を簡素化すること。

(4) 庁舎等への太陽光発電設備の設置や電動車の導入など、都市自治体が自ら実施する脱炭素化の取組について、十分な財政措置を講じること。

(5) 地域における脱炭素社会の実現に向け、都市自治体の意見を十分に踏まえ、具体的な施策や制度を早期に提示すること。

また、その実効性を確保するため、PDCAサイクルを構築し、関係主体の意見を十分に聴取・反映しつつ、継続的に充実・改善を図ること。

(6) 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材

の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。

- (7) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のPDCAサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データや知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。
- (8) 各地域が特性や実情に応じた脱炭素化の取組を推進できるよう、炭素吸収・再生可能エネルギー導入ポテンシャルや気候、産業構造等の自然的・社会的条件ごとに、先進・優良事例や具体的な取組手法等を迅速かつ継続的に情報提供すること。
- (9) 電力・ガスの小売全面自由化に伴い把握が困難になった市域内の電力・ガスの使用に関するデータを小売事業者ごとに公表するなど、都市自治体が域内の温室効果ガス排出量をより精緻に推計するために必要な情報を速やかに把握し、容易に分析できる仕組みを構築すること。
- (10) 国民や事業者等の自主的な脱炭素化の取組が促進されるよう、経済的なインセンティブを強化し、継続すること。
- (11) 国が強力なイニシアティブを発揮し、洋上風力発電の次世代技術開発や水素の利用、電動車関連技術の強化、カーボンリサイクル技術の確立など、脱炭素化に向けたイノベーションの創出と社会実装を推進すること。
また、強靱な国内サプライチェーンの構築に向けて支援を強化すること。
- (12) 住宅・建築物の脱炭素化に当たっては、地域的制約にも対応した技術開発に係る支援をはじめ、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材の積極的な活用、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、国費による十分な財政支援など、必要な措置を講じること。
- (13) 電動車の普及を促進するため、充電インフラや水素ステーションの整備等に係る財政措置を拡充すること。
また、燃料電池自動車（FCV）や水素ステーションに係る更なる規制改革を推進すること。
- (14) バイオディーゼル燃料の利用を促進するため、支援措置を講じること。

2. 地域と共生・調和した再生可能エネルギーの導入・拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産

業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう、必要な措置を講じること。

- (2) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法整備を行うこと。
- (3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう発電事業者による廃棄等費用の積立てを担保する制度などを早急に構築し、実施すること。

3. 系統制約の克服に向けた施策の推進

- (1) 国の主体的な関与の下、電力系統の増強を迅速かつ確実に推進すること。
また、「日本版コネクト&マネージ」の具体化や先着優先ルールの見直しなど、実効性のある系統運用の改善を遅滞なく行うこと。
- (2) 一部事務組合が設置したごみ焼却施設で発生した余剰電力について、当該一部事務組合を構成する市町村の公共施設で活用できるよう自己託送制度を見直すこと。

4. 地域循環共生圏の創造に当たっては、都市自治体等のこれまでの取組を尊重し、十分に意見を聞いたうえで、関係府省庁が連携し、具体的な施策や制度を構築すること。

また、地域循環共生圏について広く国民に周知するとともに、都市自治体が各地域で多様な取組ができるよう支援措置を講じること。